



夜勤明けの公休・年休指定おかしくないか？

SMTとJR東海に団交申し入れ

組合員が出向中の新幹線メンテナンス東海株式会社（以下「SMT」と表記する）大井夜勤事業所の勤務指定について、SMTとJR東海に団体交渉開催の申し入れを行いました。

それは、夜勤の翌日の勤務終了後に労働基準法第35条の法定休日が指定され、同様に年次有給休暇も指定されているという事実です。

法定休日は、午前零時から午後12時までの暦日で指定すべきものであり、夜勤の翌日に法定休日を指定することは労働基準法違反の疑いがあります。年休に対する取扱いも同様です。SMTの勤務について把握しているJR東海会社も同罪です。

したがって、事実を確認して説明すること、現在行われている法定休日および年休の取扱いの法的根拠を明らかにすること、法定休日をさかのぼって付与することなどを申し入れました。